⑺　その他
ａ　有価証券報告書提出日前１年以内（６月を１計算期間とする場合にあっては、６月以内）において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。
ｂ　上記以外については、第五号の二様式の「記載上の注意」⑷1に準じて記載すること。
⑻　参考情報
当計算期間において、法第25条第１項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。
第八号の三様式第１の５に次のように加える。
⑷【買戻し等の実績】⑷
第八号の三様式第４の１⑻中「⑷」を「⑸」に改め、同様式第４の２⑺中「⑸」を「⑹」に改め、同様式第５中「⑹」を「⑺」に改め、同様式記載上の注意を次のように改める。
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
ａ　記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
ｂ　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
ｃ　本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
ｄ　法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
ｅ　提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、第八号様式の「記載上の注意」⑴ｆに準じて記載すること。
ｆ　この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
ｇ　有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
ｈ　提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下ｈにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。
⑵　損失及び延滞の状況
有価証券報告書提出日前３年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。⑶において同じ。）について、第五号の二様式の「記載上の注意」⑳に準じて記載すること。
⑶　収益状況の推移
有価証券報告書提出日前３年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」㉗に準じて記載すること。
⑷　買戻し等の状況
第八号の二様式の「記載上の注意」⑸に準じて記載すること。
⑸　その他
第八号の二様式の「記載上の注意」⑹に準じて記載すること。
⑹　その他
第八号の二様式の「記載上の注意」⑺に準じて記載すること。
⑺　参考情報
第八号の二様式の「記載上の注意」⑻に準じて記載すること。

第八号の四様式から第九号の二様式までを次のように改める。

第八号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成　　年　　月　　日
【計算期間】	第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）
【発行者（受託者）名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第１【特定信託財産の状況】
１【概況】
⑴【特定信託財産に係る法制度の概要】
⑵【特定信託財産の基本的性格】
⑶【特定信託財産の沿革】
⑷【特定信託財産の管理体制等】
①【特定信託財産の関係法人】
②【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】
③【特定信託財産の管理体制】
２【特定信託財産を構成する資産の概要】
⑴【特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】
⑵【特定信託財産を構成する資産の内容】
⑶【特定信託財産を構成する資産の回収方法】
３【特定目的信託の仕組み】⑵
⑴【特定目的信託の概要】
①【特定目的信託の基本的仕組み】
②【特定信託財産の管理及び処分に関する事項】
③【原委託者の義務に関する事項】
④【信託権利等】
⑤【その他】
⑵【受益権】
⑶【受益証券の取得者の権利】
４【特定信託財産を構成する資産の状況】
⑴【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】
⑵【損失及び延滞の状況】⑶
⑶【収益状況の推移】⑷
⑷【買戻し等の実績】⑸
５【投資リスク】
６【特定信託財産の経理状況】
⑴【貸借対照表】
⑵【損益計算書】
⑶【附属明細表】